

労働条件分科会(第188回)	資料 No.2-1
令和5年2月14日	

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の
一部を改正する件案要綱（諮問）

大

厚生労働省発基 0214 第 6 号
令和 5 年 2 月 14 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する件案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求める。

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する件案要綱

第一 更新上限を定める場合等の理由の説明

使用者は、有期労働契約の締結後、当該有期労働契約の変更又は更新に際して、通算契約期間又は有期労働契約の更新回数について、上限を定め、又はこれを引き下げようとするときは、あらかじめ、その理由を労働者に説明しなければならないものとする。

第二 無期転換後の労働条件に関する説明

使用者は、労働基準法第十五条第一項の規定により、労働者に対して無期転換後の労働条件を明示する場合においては、当該労働条件に関する定めをするに当たって労働契約法第三条第二項の規定の趣旨を踏まえて就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、当該労働者に説明するよう努めなければならないものとする。

第三 その他

題名の改正その他所要の規定の整理を行うこと。

第四 適用期日

この告示は、令和六年四月一日から適用するものとする。